

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

# 関西労災職業病 1月号

(92・93合併号)

関西労働者安全センター 1982. 1. 20 発行

大阪市大淀区本庄東3—10—11三和ビル22号室 (特価)

☎06・374・2991 郵便振替口座 大阪 315742 200円



■'82年年頭にあたって 運営協議会議長／山本敬一	1
■上ついた議論は慎み主体的な力量増大に全精力を！ 事務局長／榎本祥文	2
■座談会「職場の安全衛生を考える」	4
■シリーズ「職場の安全衛生を考える」(第6回) プリマハム	14
■港湾にじん肺法を適用せよ！全港湾、全国的に運動を開始	18
■前線から(ニュース)	21
■針灸治療費制限闘争 闘争の第二段階に向け運動の全国化、大衆化を	29
■'82年原発内被曝との闘いを 岩佐訴訟	32
■闘いの中から 全国一般大阪一般合同関大生協支部	33
■連載 80年代医療の動向と我々の任務 労災職業病研究会／松浦良和	35

# ハ二年年頭にあたって



関西労働者安全セセ、ノクター

連合協議会議長 山本 敬一

新年あけましておめでとう御座い  
ます。

ハ一年は管理春闘と言われ、政府  
独占の許容ラインさえ破ることがで  
きなかつたばかりか、六月以降は労  
戦統一のいわゆる基本構想を中心に、  
大荒れにあれた年となりました。

政治反動は目に余るものがあり、  
特に軍事反動に至つては、日本を戦  
争政策に追込んだ一九三〇年前後を  
想わせるものがありました。

一九八二年こそ、正に反戦、平和、  
反核、軍縮の闘いを目指す年です。

そのためには、ハ二春闘をストライ  
キで闘うことによつて、政府独占の  
おもわくを打破るべき年です。スト  
ライキを恐れて、話合いだけで賃上

げを実現しようとすれば、独占の許  
す範囲で妥協するしかありません。

右翼労戦の再編成は、正に政府独  
占の側に立つて、「音なし春闘」、  
「ストなし春闘」をねらつたもので  
す。

歳々、労働者の労働災害と職業病は  
増え続けています。それだけ労働者  
の命を軽視する政府独占の労働者  
を酷使する政策の現れです。

その向うに帝國軍隊の再建、軍事  
大国へのおもわくが伏せられている  
ではありますか、「生命と暮らしを  
守る」ことを目標に、労働災害や職  
業病をなくすることを唯一の闘いの  
目標にしてきた我々、労働者安全セ  
ンターに結集されたものにとつては、  
ありません。

こそかつての産業報国会の指導者と  
同じだと言つて過言でないでしよう。  
安全センターの同志は、一人ひとり  
を説得し、一人ひとりに生命の重大  
さを、そしてそれが労働運動の出発  
点だということを訴えていこうでは  
ありませんか。

それがハ二春闘の出発点です。  
今年も安全センターの発展のため  
にお互いに奮闘しましよう。

# 浮ついた論議は慎み

## 主体的な力量増大に全精力を！

安全センター事務局長 榎本 祥文

2 八一年を省みて

守る闘いは、そのギリギリの要求と  
してこれまでになく大きな課題とな  
つてくることが予想される。その意  
味で我々に課せられた任務は極めて  
大きいと切実に感じるのである。

1 はじめに

労働戦線再編論議に象徴されるよ  
うに昨八一年は今後の労働運動の困  
難性を見せつけるように過ぎ、八二  
年は労災職業病闘争戦線にもこれら  
の論議が波及する可能性は大きくな  
ってきてる。北炭夕張災害の被災  
者は今年の正月を鉱内深く水没した  
まま迎えた。これが、もっぱら日本  
資本主義の都合、経済的合理性に順  
応している労働運動の未来を暗示し  
ていないと誰が断言できるだろうか。  
昨年末、安全センターはJCI、同盟  
労組に牛耳られている大手企業労働  
者の安全衛生討論会を開催したが、  
その中で共通して訴えられたのは、

事故にあっても労災と主張できぬ、  
松葉づえをついてでも出勤せざるを  
得ない資本の労務管理とそれに賛成  
する労組の現状であった。自衛隊も  
士気高揚のため某自動車会社を見学  
するという。労働運動が右とか左と  
かいり以前の問題として、職場の基  
本的人権が日々蚕食されていること  
を重視しなければならない。職場に  
しかし、安全センターの運動を社会  
的に責任をもつて推し進める基盤が  
確立したことは何者にも代えがたい  
ものと考えている。運動のあり方も  
一部の独走を慎み、組織行動を重視  
してきたため、初年度としては予想  
外に充実した組織活動が展開でき、  
会員団体も飛躍的に拡大したのであ  
る。

場の人権を守る闘いが今日ほど重要  
な時もなく、労働者の生命と健康を

総学習運動は不十分な結果に終つた

ものの、六月から一〇月にかけて開催した第一回労災職業病闘争講座は成功裏に終り、ますますの成果を収めることができた。

闘争等を通じて、大衆的な行政闘争の力と意義について大衆的な再確認が行われたことも評価できる。

一〇〇

第一には、安全センター組織の大幅な拡大である。組織整備以降、從

前にない会員団体の増加を達成したい。

労働行政に対する闘いも一定の成果を得てゐる。労災保険と民事損害賠償の「調整」問題については、一昨年法案成立を許して以降、有効な闘いが組めず、労働省のペースに押しまくられ、敗北と総括せざるを得ないが、針灸治療制限問題については、被災者全国協等の被災者団体、

また、職業病認定問題に關する全国連絡会議は、十一月十四、十五日の第四回全国集会で名称を「全国労災職業病連絡会」と改称し、労職戰線のより本格的な全国的連帶に向け一歩を踏み出したが、名称だけではなく、内実のある全国組織へと発展させるために我々が果すべき役割は決して小さくないと考えてゐる。

前にない会員団体の増加を達成した  
が、それを上回る増加に努めたい。  
これは運動発展の基礎である。また  
我々は七九年に比花労働者センター  
を地域の仲間とともにかちとつたが  
地域単位での活動強化のため、地域  
連絡所作りからブロック形成を展望  
したべ。

労働組合との共闘で前段での闘いには勝利してきている。とりわけ十二月十四日に、大阪総評労職対、全港湾、全林野の三者主催の治療制限に

3 八二年の課題と展望

湾、全林野の三者主催の治療制限に反対するシンポジウムをかちとつたこと、並びに、高知県労働安全衛生センターと共に闘して、労働省が中央突破をねらつた通達（高基発四九三一一号）を撤回させたことは、運動の今後の展開をにらむなかで極めて大きい成果であったと思われる。更に全港湾名村分会のマンガン中毒闘争や全透日透支部の脳卒中労災認定

先にも述べたように、ここ二、三の年は労働運動が大きく揺れることが予想され、労職闘争の中にも路線問題についての論議が増加するとと思われる。しかし、我々の基本的立場としては、労働組合の上層部で行わられる論議に過大に振り回されることなく、自らの主体的力量を高めることに最大の力を注ぐべきと考えている。その意味で二、三の課題について述べ

に向けた一步を踏み出したいと考えている。

第三には、全国組織をかちとるべく、その役割を果していくことである。全国労職連の強化を軸として、神奈川、四国、大分等との交流・共闘を強化したい。

その他多くの課題が横たわっていながら、組織討論を行いつゝ、着実な前進をかちとりたい。

# 座談会

## 職場の安全衛生を考える 労働者の首しめる 経営主導の安全運動

一司 会一

関西労働者安全センター事務局長 榎本 祥文

住友電工闘う労働者有志

池野 竹雄

ー出席者ー

日本大洋海底電線労組

神戸製鋼労働者有志

全造船機械佐野安分会

フジタ工業労働者有志

全石油ゼネラル石油労組堺支部

合同製鉄労働者有志

住友電工闘う労働者有志

食品労連林兼産業労組大阪支部

関西労働者安全センター役員

その他

昨年十二月十二日、大阪市立港区民センターにおいて、「職場の安全衛生を考える」討論会を開催した。討論会には、主に大手企業のJ.C.、同盟支配の中で闘っている活動家を中心にして十四団体二十四名が参加した。誌面の関係上、討論の全てを掲載できなかつたが、司会者よりの問題提起、及び参加者の報告につき、その要約を編集者の責任でまとめた。初めての試みでもあり、十分に議論がかみ合うまでは至らなかつたものの、参加者一同、この種の集まりが必要である点では一致し、今後内容を深める形で継続していくことが確認されている。

### 討論会の開催に

#### あたっての問題意識

榎本

一機関誌でこの五月よりシリーズ「職場の安全衛生を考える」を開始しました問題意識ですが、大手企業を中心としたK.Y.Tとかゼロ災とか○×運動

それでは今回の討論会をもつた経過と討論に対する問題提起を少ししたいと思います。まず、安全センターり読んだりします。しかし、これら

の運動で労働者がますます働きにくくなることはあつても、災害が減つたり、安全に働く権利が拡大していふといふことは全くありません。逆にケガをしてもそれが主張できないうな状態、つまり職場における基

本的人権が日々蚕蝕されているよう

に思ひます。これはこれら大手企業の組合の姿勢が基本的な問題だと思ひますが、要求としても従来のように「安全対策が不十分だからもつとやれ」式では資本のやり方に追いつけないよう思ひます。資本側は安全問題をはつきり労務管理技術の中に位置付けており、その意味では、「十分」にやつてゐるからです。今日は同盟、丁寧の支配する職場で少數派で闘つてゐる労働者を中心に参加してもらひましたが、各職場での報告をお願いし、その実情を互いに理解するとともに、資本の安全運動の弱点をつき、安全問題を労働者の闘ひの武器としていく視点と共に考えたいと思います。職場合理化がこれまでだけ進行してゐる以上、資本がどんな運動をしても必ず災害は発生すると思ひますし、対策の決め手が「お稲荷さんのそうじ」というようなことが笑えないようになつてゐるのも逆に言えば資本の限界が意外に浅いところにある証拠であるようにも思ひます。

## 労安法制定の 基本的問題点

このように大手企業を中心として現在のようなやり方が定着してしまつたことについて、これは何となく自然にそうなつたのではなく、資本なり政府のはつきりした意図がそこにあると思ひます。私はかなり根本的に象徴的な事件として、七二年に労基法から分離立法化された労働安全衛生法の問題があると思つています。実はその二年前に、労働大臣はいわゆる公的機関である労働基準法審議会とは全く別に私的諮問機関として労働基準法研究会を設置して、そこに法改正についての検討を始めさせていたわけです。先に言ひました労基審は曲りなりにも労使公告書と双子の関係にあつて、かなり益の三者構成で労働者の意見も反映できるといふしくみが保たれてゐるわけですが、この労基研といふのは全く資本サイドの人間の集まりで、結構から言ひれば、職場における主導権

も混じつてゐます。そしてこの研究会が第一発目に出した報告書が第五章安全衛生に関する報告で、七一年の七月に出されています。労働安全衛生法案が国会に上程されたのが翌年始めですから異例のスピードです。既に筋書きができていたと考える方が自然だと思います。では一体どんな報告書が出たか、それが問題です。かなり長文のものですので特徴だけ言えば、第一には安全衛生問題は最低基準ということを基本にした労基法にはなじまないので、別に立法化してより充実した対策をというものが、もう一つは、労災職業病発生の人的要素、つまり労働者の体質や不注意をもつと重視しようということを言つています。労安法はこの報告を受けたものですから、報告書と双子の関係にあつて、かなり本質をついたものになつてゐると思ひます。報告書なり労安法はいわば資本・政府側からする安全衛生問題についての総括といえるもので、結

の転換を主張しているわけです。つまり労働運動が、六十年代に量的にも質的にも拡大、顕在化した労災職業病問題に取り組み、労災闘争などといふものが大きくなつては困る、矛盾の激化が予想される七十年代に向け、労働者に発想の転換を求めようといふいわばイデオロギー的攻撃をかけてきたと考へています。もう少し具体的に労安法精神とも言うべきものについて言ひますと、「安全は労使共通の願い」などといふスローガンを向うさんの方から言ひだしました。それをベースにして、労使対等という労基法の原則から、安全に限つては資本主導へ、つまり、管理強化で災害をなくすという体系の導入が根本だと思います。従つて安全について労働者の権利規定はほとんど

なくて、資本のやることへの協力義務ばかりが増えてくる。問題のとり挙げ方についても、団体交渉で労働協約化するという原則を崩して、安全衛生委員会で検討するだけといふしきみになつてしまつていい。しかも法律をよく見るとこの安全衛生委員会のメンバーも資本側の指名で、どうやら有理になるかははなから決つてゐるわけです。

もちろん私が今言つたことは労安法の基本的な面で、安全衛生委員会などくそくらえといふわけではありません。労働者の力で労安法を使つてある程度のことはもちろんやれるわけですが、法のたてまえとして、労働者主導が非常に果しにくいくらいのところでは、労働省のいふ「労基法より充実した体制を作る」というペテンに気がつかなかつた、逆に言

## 反対できなかつたツケが

### 今 職場に

# 労働研運動

## 労働者と共に歩む 医療活動の九年间

価格：500円  
テ・二三〇〇円

編：京大・阪大歴史系研究会

A5版  
383p

申し込みは  
安全センターへ  
郵便番号 大阪31542

えば労働運動が安全衛生闘争について、当時それだけの蓄積がなかつたと考へる方が當つてゐるようと思えます。

それから一〇年経つたわけですが、やはりそのつけがまわつてきたと思ひます。大企業を中心につづいて、安全運動、これは労務管理そのものです。また、職場の安全衛生問題が資本の手に握られてくる歴史は、そのまま労働運動が職場で弱くなつていく歴史、JCI、同盟の相対的力の増大と一致していいる点もことの本質をついていると今更ながら思ひうわけです。

## 労働者の首しめる

### 資本主導の安全運動

大手企業の具体的な実態については皆さんの報告にまちたいと思ひますが、私なりに考へてゐる特徴について少し述べますと、例えばゼロ災害運動は労災かくし、或いは出勤率向上運動であるし、今流行りのK-Y

T（危険予知運動）は不注意論強化運動になり、また、体力向上運動は職業病体质論の宣伝にすぎません。安全センターの機関誌でもとり上げましたが、残業しないと生活できませんが、オーエム工業の安全反則点制度はその極みのよくなもので、交通事故処理というものは事故の責任を個人に求めるといふ点では最も完成されたシステムですが、オーエムはこれをそつくり労災にもちこんできている。つまり、ケガをすれば何らかの規定違反で処分されるというものです。オーエム工業といふのは、メックでは大手ですが、全体としては中小に属するし、労務管理が近代的だなどとはとても思えないわけです。ということは誰かが、どこの専門機関の知恵が入つてみるとべきで、他にも波及する可能性は大いにあるといふことだと思ひます。

それからもう一点、資本の安全運動が労務管理そのものだということからすれば当然のことですが、安全対策は賃金体系、考課査定等と密着

T（危険予知運動）は不注意論強化運動になり、また、体力向上運動は止をやるとします。一見いいように思えますが、残業しないと生活できない賃金であれば、労働者は「自分はどこも悪くない」と頑張つて、AなりBになるしかないわけです。全てがこの調子で、資本主導の安全運動は進めば進むほど労働者はヤバくなるというのが現状です。

## 自主的活動を

### 一から始めよう

今日の討論会の目的は、この状況を少し絶望的な話ばかりしましたが、どう変えるかということです。もちろん特効薬はありませんし、胸のすくような戦術もないわけです。しかし、資本側のねらいと、この一〇年間に進んだことを冷静に見れば必ずと一つの原則が出てくると思ひます。それは労働者の自主的活動、資本から独立した安全衛生の主体的なとりくみを一から始めることしかないと

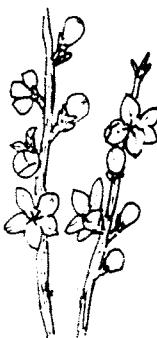
思ひます。この種の論議をしますといつも、「結極、労働運動がしつかりしていればやれるんだが」と、にわとりが先か玉子が先かという話になってしまいがちなのですが、どちらが先であっても、資本に牛耳られた労働者の生命と健康の問題を労働者の手にとり戻していくにはこれしかないだろうというのが私の意見です。どんな小さなことからでも観点さえしっかりとしていれば普遍的な力をもつと確信します。一応問題提起はこの程度にして、討論をお願いします。

## 組合で決めたことは

### 100% やる姿勢が大切

日海労組

私共の企業は電線独占の直系企業で、海底電線の専門メーカーです。組合は昭和二十二年に結成され、その後高度経済成長と共に労働運動も高まってきたようです。



## 一人仕事で現認であります 死亡事故も原因不明

安全衛生の取り組みについて私の考えることは、とにかく組合の決めたことをしっかりと守るということ以外にないんじゃないかという気がするのです。十年ほど前から組合で権利の問題を前面に出し始め、「不注意がなければ、事故は起らなく」ではダメと気がつき出したわけです。

危険予知訓練の問題ですが、良いか悪いかどちらの場合もあり、例えば、窓ふき作業の場合、安全の設備をつけるよりも気をつけてその分給料を上げてくれということになる。そうした問題は組合でコントロールして要求していくということになります。

また、年次有給休暇については、組合の指導でほぼ100%に近いほど消化しています。ただ権利として慣習で休むまでにはなっておらず、休むのは義務という意識が現状です、ます。

そして事故を起こすと、氏名、入社年月日などすべてが会社にはり出され、犯罪者扱いになる、すると災

職場は鉄鋼の大手です。朝、会社へ行つて仕事を始める前にまず誓いの言葉が唱和させられます。週番が

前に出てそれをやります。また、行動については自己管理を項目ごとに○×△で自己採点して班長に報告し、ノートには週番が日誌を書かねばなりません。安全についてのグループ、危険予知訓練のサークル、QCサークルの三つに強制的に入らされ、それを時間外に行う。災害発生の原因の九九、八%は個人の不注意と教えられ、不安全行動、危険を誤りなどほとんどが労働者の責任と教育されます。

— 8 —

害にあつても自分から私傷扱いにし  
てもらうようになります。だから労  
災件数が減つていくわけです。

また、徹底した省力化がされ、人  
が少なくなり、報告書でも死亡原因  
が推定が多くなっています。

鉄鋼労連が行つたアンケート調査  
で、三交替勤務等に従事する労働者  
の七〇%が疲れを感じ、一〇%がい  
つも疲れていると感じるという状態  
で作業がさせられています。しかし、

結局すべての災害の原因是不注意論  
で結論づけされています。しかし、  
そうした不満について、どう対応し  
ているのか、の問には六〇%があき  
らめ、二〇%が同僚に話し、組合へ  
の相談は四%もありません。また、  
体の具合が悪くなつた時、どうしま  
すか、の問には、出勤した、が六七  
%、年休で休んだ人が三〇%になつ  
ており、出勤の理由は同僚に迷惑を  
かけるということになつています。

休めないほどの労働強化になつてい  
るわけです。

我々の側からどのようなことがで

きるかということですが、作業密度  
の問題があります。もし定められた  
作業標準どおりやれば作業がストッ  
プしてしまいます。順法闘争ですね。  
でも、労働者は少しでも時間をつく  
つて休みたいという気持があつて作  
業標準は守れないわけです。このあ  
たりで我々の闘いができるのではと  
思うのですが、なかなかそれだけの  
力がないというのが正直なところで  
す。

理職も含め七、八人で一時間ほどや  
りますが、道路に物をおくなどか、  
くわえタバコはダメというぐらいし  
ません。

## 徹底した下請「自主管理」

### 丸ビル建設で事故二件?

#### フジタ工業

建設業のいわゆる監督の会社で、  
組合は日建協に入つています。私達  
のグループが四八年頃から執行部に  
なつていて時期があり、その時から  
労災問題を始めましたが、活動家に  
対する攻撃があつて今は有志といふ  
形で運動を進めています。

佐野安では、九月頃から危険予知  
運動として週二回ほど、朝礼の後十  
分程度「どんな危険が潜んでいるか」  
のテーマでその対策を考えるといふ  
ふうにしてやつています。会社は災  
害はないといつていますが、下請労  
働者が多く、実際はわからないのが  
実状です。パトロールを月二回、管

識は、一つの現場をまかされていて、会社を代表しているという意識と、やはり労働者であるという意識が個人の中で対立しているところです。

## 組合の安全要求には 会社が応えない

安全問題について春闘で要求を出してやつていくが、金がかかるものはやりません。やるのなら、私達にとつてもどんな形でもいいのですが、結局私達の言う通りにはさせないということがあります。普通に比べ、今後そういう所を追及していくねばと思っています。

うちでやられているのは、請負制度を利用して安全に対する一切の責任を下請にまかせてしまって、個人的には自主管理、下請には下請の自主管理がおしつけられ、実態が表に出ないということです。ちなみに言うと安全目標では度数率が一一労働時間百万時間に対して二件の事故――ということでそれが毎年達成され続けています。百万時間とは、梅田の丸ビル建設の労働時間が百二〇万ですから、故は多発し、もう十五年が過ぎますその間に事故が二件ということです。

私達の運動での壁は、やはり監督労働者としての壁をどうとりはらつていくのかというところです。

## 細かい安全対策で 事故起せば患者扱い

### 合同製鉄

下請の安全運動ということでは、御多聞にもれず不注意論が徹底され、視差確認などがやらされ、事故がおこると始末書をとられて、なかなか大っぴらにされずに、おおいかくされてしまします。三交替が組まれているのですが、自分が休むためには代理をさがさなくてはならないので安全委員会もあるが会社の方針が確

私達の職場は昭和四〇年にできた製油所で、徹底した省エネルギーの装置になっています。普通に比べ、装置群間で熱回収をやっていくといふような、世界でも初めてのプラントです。従つて他の製油所よりも人數で稼動しています。新しい設備であるために運転はしにくく、事故多発し、もう十五年が過ぎますが、四名の人人が死んでいます。

ような、世界でも初めてのプラントです。従つて他の製油所よりも人數で稼動しています。新しい設備であるために運転はしにくく、事故多発し、もう十五年が過ぎます

説されるだけで、総局会社と組合西方から降りてきて反発できないということがあります。

危険な箇所は改善せよと要求するわけですが、金がかかるものはダメで、やはり不注意論の横行が現状です。小集団活動についても、毎日当番制でリーダーが決められ、危険予知訓練を行なわせレポート提出がされます。しかし、その中に権利意識的な内容があれば訂正チェックされ、会社の方針にあうようにされる。本質は安全対策ではなく、支配管理強化になつていて、事故をおこせば災害速報が全職場にはられ悪者扱いされるため、事故かくしをとるが現状です。事故をやめようとする労働者は設備の面もかなり言えます。

私達の職場は住友電工大阪製作所で、昭和三六年の職務給導入以降、労資ベッタリが激しくなり、その中で少数で闘つています。

安全については、以前安全五原則というのがあつて朝礼で朗読するというようなことをやつていました。

作業標準も一応きつちりとしたものがあるが、それを守れば作業ができる立ちはだれないというのが現状です。就業規則の中に安全に関する項目がたくさんあるのですが、「安全及び保健衛生に関する、規則や指示に従わなかつた者は・・」という罰則規定があるわけです。こういう弱い立場におかれただけで、不服をいえばそ

の規則を適用し、従順ならば恩恵を与えるというわけです。

## 仕事外でも「右よし左よし

### をやる労働者

の規則を適用し、従順ならば恩恵を在具体的に進められています。私達の職場でやられているのは三分間危険予知といふもので「今日はこの仕事をするから、どことどこに危険があるか」と点検するわけです。そうすると労働者は設備の面もかなり言え、行動面を重点的に行えと言わ

れる、結局自己管理の方向になつてきているわけです。声をあげて確認したりすることもあつて、職場においては昼休でも道路を渡る時や昼飯を食う時にも「右よし、左よし」とやつていて、浸透している人があつて、浸透している職場もあるようです。

実は昨日私の職場で三分間危険予知グループ活動があり、私も出席しました。その中で、例えば、ヘルメットを今かぶつているのですが、そこにもう一つ防具のようなものをかぶせてはどうか、という意見が出たんです。そこで私は、「もしもそうすると作業中何かの都合でそれをかぶつていられない時に事故になれば、その人の責任になつてしまふんじゃない

現在の安全活動ですが、住電には安全衛生課というのがあつて、七九

か」と発言しました。それには同調者の声もできましたが、結局、結論は出ずに昨日の会議は終りました。しかし、今後グループごとに短時間でやりながら、徹底してやらせるようです。

さらに会議の報告書や決めたことの記録を提出させて、残していくと言っています。会社は事故が起きた時に、これだけ徹底していくのに、と本人の不注意にするつもりではないか、と思ひます。

もう一つは民事損害賠償対策です。六十年から総評が上積み補償闘争をやれという指令を出して、労災保険だけではダメだから企業内上積みで例えば死亡なら一千万、二千万の金を出せという要求をやろうじゃないかということになりました。裁判闘争なども大いにやろうということで十年で百前後だつた裁判が千二百程に増えたわけです。

## (ドヤード) 危険予知は 不注意論と裁判対策

榎本

執行部をとつていたり、少数派や分裂組合としてやつていたり、色々な報告がありました。

最初にかなり充実したとりくみが報告されましたが、やはりそういう

方向にどうもつていけるのかといふことがあると思います。それから危険予知運動というのが流行つていますが、これには経営者側にとつて二つの目的があると思います。一つは不注意論を徹底させてゆく、行動面の危険予知を徹底させることによつて日常的に「しもたッ」という感覚を植え付けるということが目標の一つになつています。

# 針灸等治療の改悪に反対し 労災医療の充実と東洋医学の向上をめざす 大阪シンポジウム 報告集

'81.12.15 于: 大阪PLP会館

主催: 総評大阪地評労災職業病対策委員会、全港湾関西地本、全林野大阪地本

B5版 50頁 ¥300 +200円

安全センターで取り扱います。 郵便振替口座 大阪315742

責任であるという推定がなり立つこと  
いうことです。特に個人の故意とか  
重大な過失がないかぎり、それは会  
社の落度であるという判決を出して  
きたわけで、それはこの七、八年間  
定着してきました。このように安全  
確保義務というのを経営者が気にし  
だしたのです。いくら職場でギューギューしめつけていても、例えば社員が会社をやめて裁判に訴えれば必ず敗けるということになつてきました。

そこでやり出したのが危険予知運動です。危険予知を徹底的にやつているということは、民事裁判で有利になるということを、ある学者が経

者との雑誌などで言い続けたわけです。つまり危険予知をやることによって、うちの会社では、安全対策をこれだけやつていると、どんなささいなことでも資料を証拠として残しておけば裁判でも有利だということです。

数々の貴重な報告のなかに明らかに、資本の安全対策は歴史的にも総括され、新しい巧みな攻撃として力を発揮しています。しかし、こうした攻撃のしくみを分析し経験を総括するなかで逆に安全衛生の問題を武器としてゆくことも可能ではないかと思います。

### 「職場の安全衛生を考える」シリーズ

- ① 住友電工 資本主導の安全運動の矛盾「安全と能率の分離」 ..... 八五号
- ② 神戸製鋼 労務管理のための安全第一 ..... 八六号
- ③ オーエム工業 反労働者的な安全反則点数制度 ..... 八七号
- ④ 合同製鉄 賃金政策と連動した企業の安全運動 ..... 八九号
- ⑤ 日本大洋海底電線 災害不注意論の克服は日常活動が勝負 ..... 九〇号

# '81南大阪労働フィールド合宿 —報告集—

発行：南大阪労働フィールド合宿実行委員会

8回を数えたフィールド合宿、労働者の風いと結びついた  
医学生、学生運動を

B5版 約50頁 ￥300円200 安全センターで取り扱います。

シーリーズ  
職場の安全衛生を考える  
(オ6回)  
プリマハム

## 大合理化の中の災害多発

したハムを生産する工場では、ハムの大量生産のための大型機械導入に伴う人べらし合理化、品質向上のための労働者の健康無視が平然とまかりとおっていることは全く知られていない。今回は、日本ハム、伊藤ハムに次いで業界第三位の生産量を誇るプリマハムの労働者の実態を紹介し、より安価で高品質のハムをつくるために労働者の生活と健康がいかに破壊されているかということを考えてみたい。

改善され、ハムの需要が急激に拡大するのに呼応して工場を増設し、七年には従業員数五〇〇〇人を越え、営業所も全国一二〇カ所をもつ大会社に成長した。この急成長のうちに安全無視の工場労働では、労働災害が多量に発生している。

## 会社の急成長と 労働組合の闘い

昔は高級品だといわれていたハムが、昨今はどこの家庭でも日常の食品の一つとして普及している。スーパーへ行けば、冷凍食品のコーナーに何種類ものハムがパック詰めで陳列されている。消費者にとってハムが手軽に入手できることは非常に便利でよいことである。しかし、そう

プリマハムは、一九三一年、個人経営の竹岸ハム商会(石川県)として発足し、富山工場、大阪工場新設に続いて、五〇年後半より、北海道、東京、鹿児島、秋田に工場を新設し、六五年に社名をプリマハムに改め、高度経済成長と共に国民の食生活が

内単一組織となり、会社の労働強化、低賃金に対して闘いを展開していく。二交替制に対する反対闘争、労働協約の改正をかちとり、七〇年食品労連に加盟すると共に合理化反対の運動方針を打ち出した。七〇年春闘では、組合結成以来はじめて三波の時限ストを行ない、三〇分の時間短縮、月給制、二日間のつわり休暇などをかちとり、続く、七一年、七二年もストライキを背景に闘いを展開してきた。このような闘いの中

で、職場での労災事故に対しても会社に對して徹底した責任追及を行い、要捕獲の認定や、数々の職場改善な

どもかちとつてきた。

この様に組合の力が増大する事を

恐れた会社は七二春闘時に「ストの

ためのストでは市場を他社にとられ

る」との社長声明を発し、労組に対

する不当弾圧、不当労働行為を続発

し、組合つぶしの攻撃を開始した。

そして、未端職制を中心として組合

内部より、スト反対、闘争至上主義

反対などの組合不信をあおりたて、

組合を丸がかえにしようとしたが、

激しい抵抗に会い、遂に七三年、ブ

リマ民主労組なる第二組合をつくら

せて組合を分裂させた。その後食品

労連プリマハム労組に対しては徹底

した弾圧政策をとり続けた。七六年

労働時間延長に反対して行つたスト

ライキに対し一〇〇名近くの労働者

に對して大量処分を行つたのを始め

現在までに、地労委、裁判などで争

われている不当弾圧、不当労働行為

事件だけでも二四件にも達するとい

うすさまじさである。

## 徹底した組合攻撃と 大合理化と

このような中で第二組合幹部は、  
会社の合理化発表と同時に、いち早く全面協力を打ち出した。第一組合  
は合理化に反対し、働く者の生活と  
権利を守るために「一人の犠牲者も出  
さない」を基調に精一杯闘いねいた。

会社は、組合分裂を強行した二年後  
の七五年には「経営改善計画」(①)  
生産、管理部門で一〇〇〇名の削減、  
あわせて販売部門の強化、②生産部  
門の合理化、集中化の推進、③資金  
調達と生産部門の合理化、集中化の  
ため、大阪工場、小倉工場、ほかの

不動産の売却、④その他) という大  
合理化を発表してきた。

この合理化攻撃は「昭和四九年度  
(五〇年三月期)において、資本金  
の半分以上にあたる二〇億円の赤字  
計上を余儀なくされた。この赤字を

一掃しプリマの再建を軌道にのせる」  
攻撃で北海道から鹿児島まで分散さ  
せられたと同時に、一部の仲間は工  
場閉鎖にともない開設された近畿流  
ライキ(大阪市港区)で働くこと

になつた。

それ以降、七六年労働時間十五分  
ために、工場閉鎖や売却は平氣で  
するというのであり、そこで働く  
多くの労働者の生活や職場について  
は「会社がもうけるためには働く者  
の犠牲はつきもの」という態度であ

で全体の七割を生産する集中生産体

つた。

制を確立し現在既存工場の閉鎖を画策している。

七三年五八一〇人いた労働者が五年後の七八年には四七〇一人と一〇〇〇名余りが減らされた。そして今度は「四五〇〇人体制」にすると平然と言つてゐる。今後の増産体制と新規、現地採用等考えれば、いつそ

うの労働強化と実質的な「労働者の首切り宣言」である。高岡工場では、

八一年主力製品のプレスハムが他工場に移管され、労働者には、遠方工場への配転、助勤の命令が乱発されている。大阪では、七五年の大阪工場閉鎖に反対する中から職場確保として近畿流通センターでの雇用をかちとつたものの、ここでもスライスハムの生産が昨年全面中止になるなど、センター閉鎖の攻撃がかけられている。

組合は会社の徹底した組合つぶしの攻撃の中で、後退を余儀なくされているが、七三年の組合分裂後も、一貫して日常活動を堅持し、残業の拒否、工場内の温度のひき上げなど

(資本の人間性無視による犠牲者)

年月日	個所	状況
(一九七三年)		
六月	松江(當)	チンチヨー <sup>*注1</sup> が飛んできて胸に刺さり死亡
十月	鹿工	スタッフアーチ <sup>*注2</sup> の残肉処理中左手第二、三、四指切断
十一月	鹿工	火薬銃のクギが右肺貫通、就労不能
十二月	リ	右手第三指切断
(一九七四年)		[注1：技肉をつるす器具]
十一月	鹿	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
三月	工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
十一月	鹿	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
(一九七六年)		
三月	工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
十一月	秋	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
六月	新東工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
(一九七七年)		
一月	工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
四月	工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
九月	高麗工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
十一月	関東工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
十二月	平和島工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
四月	旭川（當）工	妊娠中毒症により母子とも死亡（妊娠九ヶ月）
		海外研修を苦に自殺
		牛枝が落下し後頭部二十二針縫合
		雨の日ブランケットホームからの転落、背骨々折
		荷物用エンベーターで夾まれ内臓圧迫
		暴怒に接触し内臓破損

(次頁に記載)

職場の安全衛生問題についてでも要求を提出して抵抗していく。「体をこわしてまで仕事をしない」をスローガンをもとめ、抵抗闘争を続けていく。

# 会社の人间性無視で 犠牲者続出

この中には、労働強化により無理をおして労働したために事故につながつたものがほとんどであり、機械の大型化に伴い、事故も大型化している。また、会社の非道な配転、助勤命令で命を落としたものもある。更に痛しいのは妊娠の死亡である。これは、平均温度十一度～十三度といふ冷蔵庫のような工場で、ほとんど休憩時間もなく働いていたことと決して無関係ではないだろうと思われる。

その他にも、手指の切断、火傷などは日常的に起つてゐるといわれてゐる。

理の一手段として今後一層徹底させていくということは容易に想像される。この攻撃に対抗できる力は、「体をこわしてまでは仕事をしない」という安全衛生問題に対して強い姿勢をもつ労働組合の不斷の日常闘争の中にこそあり、分裂後のプリマハム労組のねばり強い闘いはそれを実証している。

\*\*\*\*\* 特別号 反対より幸寺 \*\*\*\*\*

# 港湾にじん肺法を適用せよ！

## 全港湾、全国的に運動を開始！

全港湾中央本部は、昨年来全国の拠点港において一斉にじん肺闘争を開始した。これまで港湾におけるじん肺問題は七五年に大阪支部上組分会における闘いで、二十一名中十三名のじん肺所見者が発見され、十一名が認定、うち三名が管理四と認められた闘いがあり、以後港湾にじん肺法を適用させる闘いは除々に全国に拡大していった。七年神戸、八年横浜、関門などにおける自主健診で多数の被災者が出現するにともない、全港湾中央本部は七九年に全国一斉に粉じん作業に関するアンケート調査を行った。更に八〇年から八一年にかけ、岡山大学衛生学教室、南労会松浦診療所等を中心として全国の六つの港（小名浜、新潟、四日市、清水、大阪、広島）において粉じん作業環境測定が行われ、小名浜港のりん安荷役における個人ばく露濃度で最高一八四、五ミリグラム／立米と、う極端な値を示したのをはじめ、許容濃度、基準値を一〇倍も二〇倍も越えるものが続出したので

ある。先のアンケート調査において港には鉱物性、植物性を問わず多種多様の粉じんがあふれていることは既に明らかにされており、更には、同じ中央本部の調査で、肺ガンを含め呼吸器疾患で死亡する労働者が多いことが明らかになったこともとりくみを促進したのである。

全港湾中央労災職業病対策会議はこれらの実態を踏え、じん肺闘争を開始することを決定し、八一年一〇月二〇日には、労働大臣に対して、  
①港湾荷役作業を粉じん作業とすること、②港湾荷役作業による粉じん障害を業務上の疾病として認定すること、の二点の要求を行い、労働省との交渉に入った。十二月二日には、港湾病研究会（代表、太田武夫氏）による統一意見書も提出された。そして中央の動きと連動して各地での闘いも開始されている。（次ページへ）

## 関西

## 大阪

## 兵庫

関西地本は八一年十一月九日、大阪労働基準局に対して、中央統一要求に加えて、「粉じんの検査器具の常備と検査体制を確立させること」の三項目の要求書提出し、十二月六日にも全国粉じん調査の八ミリ映画の上映も併せて交渉を行つた。また、大正内港の労働者を中心に十五名の管理区分申請、うち二名については要療養との判断で療養補償請求を行つた。局側は衛生課長が対応したが、①現在進めている石綿調査についても関係労組の意見を十分に聞いて行うこと、②じん肺法指定問題については中央のじん肺審議会で検討しているのでその経過の報告はすること、③管理区分決定はできないので申請については参考資料として受けとる、等の答弁を行つてゐる。

## 広島

回にわたり、関西地本は広島県労評とともに広島労基局と交渉を行ひ、港の粉じん調査を行うよう要求した。また大阪支部カネカ分会の二名のじん肺被災者(既に定年)につき労災補償の請求も併せて行つた。組合側は

支部は、十二名の労災補償請求並びに七名につき、じん肺管理区分申請を行つた。神戸支部は従前より神戸診療所を中心として綿密な調査が蓄積されており、今回の申請もかなりしほつたものとなつてゐる。労災請求のうちわけは、肺ガン死の遺族補償三名、喉頭ガン二名(一名は死亡)、胃ガン、じん肺結核一名、じん肺(合併症を含む)五名となつており、ガンの申請の多い点が特徴となつてゐる。岡大衛生の以前の調査でも神戸港労働者の肺ガン発生は一般労働者の七、八倍という高率を示なつてゐる。岡大衛生の十一月(十二月にかけ一齊に各労基局への交渉が開始された。

## その他の地域

◎沖縄地本——十一月二日沖縄労基局交渉  
◎四国地本——十一月十七日、愛媛方一括として福岡労基局交渉、以後各地方局毎に

⑤ 東海地本——十一月五日、三重労基局、四日市労基署交渉、※ 清水港では昨年の粉じん調査に続き、労働科学研究所による三〇名の自主健診が行われ、二二名(七〇%)の有所見者が確認されている。

署との交渉をもち、十二月二日には労基署に現地調査をさせている。

⑥ 日本海地本——労基局に現地調査を既にさせており、また地本として企業負担によるじん肺健診の実施を協定化した。先に行われた新潟支部における労研による健診では、二五名中、型二名を含め全員が有所見という結果が出ているが、新潟労基局々医は全員異常なしと

いう暴論を主張し大きな問題になつてゐる。

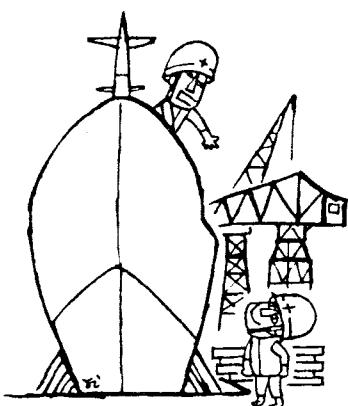
⑦ 関東地本——横浜支部を中心いて、一〇月二八日神奈川労基局交渉、じん肺合併症五名の労災補償申請を行うとともに、登録日雇を中心にしてじん肺健診を行う予定

これら全国的な運動の盛り上りの中で中央本部は、全国からの代表二〇名及び総評の参加で十二月十四日労働省交渉を行つた。労働省側は「じん肺審議会で審議中だから」と逃げの姿勢に終始したが、組合側の厳しい追及で、今後とも交渉を継続することが確認された。また同日に開催された中央本部労職対では、企業へのじん肺健診の要求、結果に基き管理区分申請を行うことなど、従来

たのである。

また、十二月十五日にはじん肺審議会が開催されたが、今後作業部会の中で港湾の粉じん問題も検討課題としていくことが確認されている。

⑧ 東北地本——小名浜支部を中心してじん肺健診を行う予定



# 前線から

## 大阪西

労業マンの心不全死

じのかんへいしを守る会松原・阪南中央病院等の協力で——業務上認定

本誌九〇号に掲載した上辻氏（帰宅途中の急性心不全死）の労災認定が昨年十二月十七日に確定した。上辻氏の労災申請は、いのちとくうしを守る会松原支部

して意見書の主張を全面的に認め認定したものであつた。

上辻さんのケースは決し田されていく。

（27ページに新聞記事）

## 此花

此花労働者センターが  
第2回総会開催

松原労災勝利などを報告

が中心となり、阪南中央病院、安全センターと共に協力して詳細な調査を行ない催された。

意見書を作成して申請していた。大阪西労基署は「上辻さんの場合は、労働過重が明らかで、精神的ストレスが顕著に認められた」と

十二月二三日、此花労働者センター第二回総会が開催された。

まず八一年度取り組みの活動報告がなされ、数多くの取り組みの中でも、とり直前の過重労働にあること

である地域住民、労働者との間により強力な人間関係、信頼関係を確立していく必要性等々が報告され、八二年度に向けた真シな態度がうかがわれた。

先で倒れたが、その原因は

の脳卒中につき、十二月十日の脳卒中につき、十二月十日に労災認定（慰安旅行を認めさせる。詳細は機関

大阪西支部、此花センター、誌No八四・九一を参照）を

て特殊なものではなく、毎日残業におわれ、休日も接続され、飛び

在も会社側（浪速通運）と労災上積補償等を要求する闘いが継続されていることが

報告された。

回っている當

次に、八一年度の活動の一

定の総括を踏えて、来年度に向けた活動方針として、昨年以上の労災認定闘争、労働行政の反動化に対する闘争の強化はもちろんのこと、労働者の相談に対応できる体制の強化があげられ、運営委員各人が相談に対応できるよう学習活動等を強化することによつて相談者

である地域住民、労働者との間により強力な人間関係、信頼関係を確立していく必要性等々が報告され、八二

年度に向けた真シな態度が

市会議員一野村氏、社会保険労務士一偶田氏等からの連帯の挨拶が行われた。

今後の此花労働者センターの強化、発展を期待した

南大阪

**マシガシ中毒 安田氏の休業補償  
会社が100%支払いへ**

全港灣建設支部名村分會

全港湾建設支部名村分会  
がとりくんできた安田氏の  
マンガン中毒問題は、昨年  
八月に労災認定が行われて  
以降、同氏が労働可能か不  
能か、及びそれまで会社が  
一方的に支払ってきた六割  
の休業手当の評価をめぐつ  
て、阿倍野労基署との交渉  
が続けられてきた。一度は  
本人が会社に対し「休業  
補償の一部として受けとる  
と意志表示した時点以後は  
休業補償を支払うとの確認  
が労基署との間でできてい

たものの、署側がなかなか実行しないため、分会は併行して会社とも休業補償として一〇〇%支払うよう交渉を継続してきた。その結果、会社の指定する病院への受診という条件で、十一个月段階で会社は分会の要求を認めたのである。

昨年十一月十一日、大分県において多年の懸案であり、県下の労働者の念願であつた大分県医療生活協同組合が設立された。つており、昨年末に職対協を改編した大分労働安全衛生センターと相まって、九州に労職闘争の強力な拠点が確立したのである。

昨年十一月十一日、大分  
県において多年の懸案であ  
り、県下の労働者の念願で  
あつた大分県医療生活協同  
組合が設立されました。

つてあり、昨年末に職対協  
を改編した大分労働安全衛  
生センターと相まって、九  
州に労職闘争の強力な拠点  
が確立したのである。

大分においては、これま  
で三分の一世纪にわたる労  
災職業病闘争、安全衛生問  
題へのとりくみの歴史があ  
り、とりわけ七七年の大分  
職対協の発足による本格的  
なとりくみが開始され、そ  
れらのながい闘いの歴史の  
成果として今回の医療生協  
の設立がある。そして、こ  
の一月には大分、四月には  
佐伯と相次いで二つの診療  
所がスタートする予定とな  
日本に強まる中で、労災職業  
病の戦線も昨年十一月十五  
日、全国労災職業病連絡会  
を発足させていたが、九州  
四国、関西、関東の各戦線  
が具体的で強力な連帯をか  
ちとることがその成否の分  
かれ目でもあり、大分における  
運動の再出発を大いに期  
待したい。

大命

大分眞勤勞者医生協効足

## 九州に新たな拠点

# 大阪中央

## 日放労野口労災

### 「業務外」が確定

遺族再審査を見合せ

日放労関西支部が中心となつてとりくんでいた野呂氏の脳卒中死亡に関する労災認定闘争は、昨年十二月十九日、遺族が中央労働保険審査会への再審査請求を見送ったことにより、「業務外」認定が確定し、極めて残念な結果となつた。十

月十九日、大阪労災保険審査官が棄却の決定を行つて以来、同労組及び安全センターは、本件の中でも重要なと思われる直前の業務（区民センターにおいて、京大津高校総体取材への出張）の大・阪大労災職業病研究会の過重性につき、組合側からも膨大な資料が提出され、新事実として明らかになつていいたにも

かわらず、故意か過失か決して触れもしていなかったことに抗議し、再三再四大阪労基局との交渉を続けてきていた。局側は徹底

かわらず、故意か過失か決して触れもしていなかったことを約束せざるを得なかつたのである。

## 南大阪

### 「労研運動」

#### 出版記念パーティに30名

十一月二八日、大阪市港は中心的役割を果している。今回の出版は過去九年にわたる運動を中間的に総括することを目的に行われたものであるが、パーティでも学生組織の再建問題や、全国各地に労働者診療所が設立されつつある中で労職研がどう指導性を發揮していくかなど手厳しい指摘も行われており、今後の組織的な活動が強く期待されている。

名が参加してこれを祝つた。労職研は七二年に発足した医師、医学生のサークルであるが、京滋、北、南大阪における労災闘争を安全部門の松浦診療所発足にて明らかになつていたにも

一、労組関係者など約三〇七年の松浦診療所発足に

して当該審査官を「労務管理上の理由」と称し交渉の場に出席させない作戦を貫いたが、局次長見解として、今後そのような不手際が起らぬよう厳重注意すること、再審査請求に当つては「争点もれ」につき局としての特別の意見表明を文書で行うことと約束せざるを得なかつたのである。

求は見合せとなつたものの、組合側では、労災問題に關する見方が深められること、及び、労基署段階での交渉の重要性、審査官制度の非民主的、秘密主義的あり方を大衆闘争で突破していくことの必要性を確認するなど、積極的評価を行つてゐる。

# 阪南地区労災被災者対策全国連

## 証人尋問始まる

去年十一月三〇日、タンニン酸中毒で肝臓障害をおこした笠さん。この裁判が行われた。八〇年末提訴して以来、準備書面のやりとりを行ない、今回より原告本人に対する証人尋問が始まつた。

当曰は、午前十一時より

約一時間原告代理人里見弁護士より尋問が行われた。

この尋問の中で、笠さんが日本転写紙株式会社に入社以来、朝は六時から夜は八時過ぎまで食事時間もほとんどなく働かされていた実態、転写紙用のノリをつくる際に、タライの中に入つたタンニン酸入りのノリを

パットでかきまわすような原始的な作業をしていたことなどが法廷で明らかにさ

患り肝障害をおこした経過を中心にして行われる予定である。

は、労災職業病の絶滅と被災労働者の権利と生活を守ることを目的として、労災職業病闘争にとりくむ、労働組合、被災者団体、医師、専門家などの連帯、支援、交流をはかり、年一回総会をかねて全国集会を開催することになった。

愛知等の地評の代表二〇名以上が出席し、総評より連絡会議の規約案の提案を受け、原案通り了承して、正式発足をかちとつた。

れた。

次回は二月四日午後一時（大阪地裁六〇九号法廷）より原告尋問の続きとして

笠さんのタンニン酸中毒に

# 阪南

## 東京

### 「労災被災者対策全国連」が発足

#### 被災者団体、労組が共同参加

昨年十二月十六日、総評本部が事務局となつて「労働災害被災者対策全国連絡会議」が結成された。この連絡会議の結成は、昨年七月十日、総評主催で開かれ、月十日、総評主催で開かれ、クロム被害者の会、被災労働者全国協議会等の被災者

被災者切り捨ての攻撃に対し、被災者団体、労働組合、労基則三五条に関する専門委員会開催の件、振動病対策、針灸治療の制限問題等の全国的な結集の必要性が叫ばれていた。

当日は、じん肺患者同盟、労働災害被災者対策全国連絡会議の開催について話し合いを行い、具体的な行動のスタートを切つた。

相次ぐ労災法改悪、企業の

労災病院の単産労組、大坂、山梨、

発足後、連絡会議として初めての労働省交渉を行い、

労基則三五条に関する専門委員会開催の件、振動病対策、針灸治療の制限問題等の全国的な結集の必要性が叫ばれていた。

# 栃木

## 労災職業病中央研修会

### 針灸治療費制限問題に

#### 論議集中

昨年十二月三～五日にかけて、栃木県鬼怒川温泉で国民春闘、日本労働者安全センター主催の「労働災害・職業病全国中央研修会」が開催された。研修会は今

から六回を数え、全国各地で六回を数え、全国各地から労災職業病闘争を闘っている労働組合、被災者等二〇〇名余りが参加した。

第一日目は、労働衛生に関する二つの講演が、福島医大の鈴木先生、労働科学研究所の小木先生より行われた。第二日目は、朝九時から午後三時まで五時間の報告、討論が行われた。

討論の中では、全港湾、大労働者をはじめ、各地から

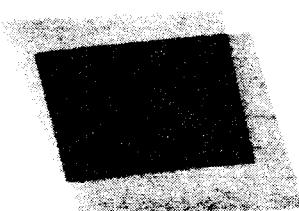
## 南大阪

### 自己破産がら三年 田中機械闘争の勝利

十二月十八日、「田中機械闘争の勝利をめざす大集会」が港区民センターで開

かれた。破産宣告から三年を数え、訴訟攻撃との闘いの最中、全金港合同支部の金光洋支部の闘いの報告、そして裁判闘争で日夜奮闘

る発言もみられた。一時間近く討論時間が延長した後、総評弁護団の岡村先生より八〇年に改悪された「民事損害賠償と労災保険給付の調整問題」について講演があり、改悪による企業内補償、労災裁判に及ぼす影響が指摘され、具体的な対策等も提案された。



## 南大阪

# 脳卒中発症後一年半で ようやく労災認定

全金大阪亜鉛支部

昨年十二月中旬、大阪西

ていたものである。

労基署は、全金大阪亜鉛支  
部の組合員である井島氏の  
脳卒中につき、労働災害と  
して認定を行つた。井島氏  
は八〇年四月、通勤途上に  
気分が悪くなり、家に引き  
返した後倒れたもので、組  
合が昨年九月に労災申請し

同支部で脳卒中で労災認  
定された労働者は四人とな  
るが、他にも高血圧労働者  
は多く、また、勤務も昼夜  
二交替と厳しく、今後総合  
的な健康管理対策が必要で  
あると思われる。

## 大阪中央

# H鋼下敷の労働者 元請から1000万、かかる

大手建設会社の下請作業  
員であつた△さんは、一昨  
年九月に水道工事現場にお  
いてH鋼の下敷きになり、  
かろうじて命が助かるとい  
う大事故にあい入院、療養  
していた。昨年春、症状固  
定となるとともに労基署及  
び元請のB建設との交渉を、  
安全センターや関係労組、  
及び弁護士も含めて行う中

で、障害等級五級の認定を  
受け、B社からも二一七〇  
万円の損害賠償金をかちと  
つた。事故が全く本人の不  
可効力で過失の余地がない  
こともあるが、未組織労働  
者で、しかも元請会社から  
二〇〇〇万を越える賠償を  
させた意義は極めて大であ  
ろう。

## 闇に消される原発被曝者

(樋口健二著)

¥1350(送料込)  
振替 大阪 304131  
岩佐訴訟 法律扶助会

•Hüttel

**南大阪  
德田訴訟  
裁判所  
野村**

## 裁判所が和解勧告

野村メツキ労働組合が、  
八〇年二月の提訴以来すす

第十二回 法廷における裁判長の和解案に対し「今は

する気はない」と言いきつたことで一致している。た会社側が今回の和解案にどのような対応をしてこようとも、原告側はこれまでの態度を変える気はもうとなく、一月二七日の和解交渉の席においても、これまで通りの要求をつらぬく

めている徳田氏のシアソ液による眼負傷の損害賠償訴訟は、去る十二月二十五日の第十三回法廷において和解案がなされた。

九月（第一回）――（第十一回）の法廷において、会社側は一貫して「徳

田氏の口は見えるはずだと主張しつづけ、証人（会社側）にも「負傷後も以前と同じように仕事をしていた。目が不自由なようには見えなかつた」など、また事実経過においても明らかにおかしいと思われる証言をさせてきた。

'81年12月27日  
サンケイ新聞朝刊  
21P参照

# 異例の労災認定

仕事から帰宅途中、心筋コラーソクの発作に襲われ死んでいた大阪の会社員の遭難が「過労労働による精神的ストレスや疲労が死因因だ」として労災保険法に基づき遺族年金の支払(?)を申請)したが、大阪西労基署は(?)のまじ申請通り被災上死亡認定した。(?)これまで心臓病の昭田田代の糖尿病は就業中に倒れても「医学上の因果関係が証明できぬ」との理由で労災認定されない、今回のケ<sup>ン</sup>の申請三申請の建築業の当該職種に該当する申請三十一年五月十四日木会社内装部長

（略）・猛利サリーマ  
急死に教導の道がひづかれて  
して往生される。  
してしたのば、大阪市西区  
内装会社の社員、吉川へい  
シの妻、B子おとこえみとい  
ふがいた。夫の死は、  
年四月、大阪市内の大手工  
業を運営する友人の設立した運  
送会社に入社、半年後には當  
社にいた。

から監督に嫌が取入たが家医といつた。

あなたの日本書芸塾は工事の計画見積もり、契約、発注、現場にて、集金と多岐にわたら、休日午後の関連業者との接觸すべく出立がたゞほゞぞい休みれなかつた。

社時健診では健張たつ（ヒヤシ）頭のひみの疲れを訴え、一日五本吸つては、一月五本吸つたがとも思えるようになつたが、

「アッ、会った。月ナミ通りだ。」

「一日、帰宅途中に大阪ミキの地下鉄駅ホームで倒れ、一晩後」入院中の病院で死亡した。この認定について同労基署は、「死因の場合は、労働過重は明確な精神的ストレスが強者に認められたので、『業務上の死』として認めた」としている。

大坂西署

## 「過重労働が原因」

## の労災認定

10 of 10

## 帰宅途中に心臓発作

# 十一月・十二月の新聞記事がら

- 十一・六 淀川区内の国鉄線の踏切で警手の居眠りで遮断機が下りず、タクシーと列車が衝突し、タクシードライバー即死
- 十一・十 七四年の港湾運送業「上組」の労働争議において会社側が争議の収拾を依頼した暴力団に一億五千万円支払っていたことが判明
- 十一・十三 第三の薬害といわれたコラルジル訴訟、九年ぶりに和解成立——会社側九家族に対し六一〇〇万円賠償（東京地裁）
- 十一・十四 日本原電東海発電所において下請作業員が許容量をはるかに超える皮膚被爆を受けたことが判明
- 十一・十四 鉄工所で働く女性労働者の振動病を職業病として労災認定（神戸西労基署）
- 十一・二〇 尼崎公害患者の会は尼崎市が行つた大気汚染調査のやり方に抗議し白紙撤回させる
- 十二・七 水族館のマリンガール、えずけ中にフグに耳をかじられ労災申請（富山）
- 十二・九 上越新幹線のトンネル工事に従事した作業員の中に、じん肺患者が多発これまで八人死亡、七人が療養中であることが判明
- 十二・十二 慰安旅行先で脳内出血で倒れ寝たきりの生過重労働に原因を認め（大阪西野田署）
- 十二・十六 大阪空港公害訴訟——「飛行差し止め」等を求めた住民側が逆転敗訴（最高裁）
- 十二・二四 服用した薬品名が特定できないノーブラント患者（京都スモン訴訟）の和解交渉で女性患者一人に対し国と製薬二社が全国で初めて和解に応じた
- 十二・二六 六五年、死者二二七人を出した山野鉱業のガス爆発事故で和解成立（会社・三井鉱山）
- 空中小散布の農薬で蚕に被害を受けたとして損害賠償請求を起こす——全国で初のケース（滋賀）
- 十二・二七 帰宅途中に心臓発作で倒れ二週間後に死亡した会社員に労災認定——これまで循環器病は就業中に倒れても「医学上の因果関係が証明できない」との理由で労災認定されにくく、今回のケースは異例
- 明 東北新幹線工事においてもじん肺患者一人死者二人、重症患者七人が死んでいたことが判明

# ・・針灸治療制限斗争・・・・・・・・

## 闘争の第2段階に向け

## 運動の全国化大衆化を

針灸治療の制限について現在でも

質化していこうと企らんだ。

労働省と針灸業界の協定化は行われておらず、治療制限に対する反対闘争が予想以上に効果をあげている。

しかしながら、九月末より約三ヵ月の反対闘争の過程で、労働省のねらいが単に治療制限を実施することにとどまらず、被災者より針灸治療を奪うことによつて、被災者の切り捨てをねらつていることが増々明らかになつてきた。

労働省は、激しい反対闘争によつて当初の十月協定化——実施という予定を断念したが、針灸治療の制限をすることについてはあきらめず、国会での審議を無視する悪らつな攻撃に出でてきた。一つは前号でも紹介したように、昨年六月に提案したよりもわざかばかり譲歩した通達案（治療期間を六ヵ月より九ヵ月に延長する等）を針灸業界に示し了解をとりつけようとした。またもう一つは、治療制限の先取りともいえる事務連絡を地方各労基局に発し、反対運動のない地方から治療制限を実

体である全針師会執行部が「労働省の通達案を全面的に了承し、早期協定を望む」との決定を出し、反対運動を押しつけようとしたが、被災労動者全国協議会の激しい追及闘争によって、事実上執行部決定を撤回させることに成功した。一方、労働省の発した事務連絡は、内容的には、「従来より労災保険による針灸治療は健保に準じてとり扱つてゐるが、これに反したとり扱いをしてゐる局は是正するよう」——といふ内容であるが、この事務連絡を各地方局では新たな取扱いの変更と受けとめ管内指定医療機関に通達として指示した局が出てきた。その一つである高知局に対して、高知県労働安全衛生センターに結集する労働組合、振動病患者と共に交渉を行い局通達の凍結をかちとつた。しかし、労働省の事務連絡実施し始めている地方局は高知だけでなく、愛媛、岡山、新潟でも実施されていると伝えられている。

このような労働省の動きをみると、ならば、針灸治療の制限の真の意図は、要痛、ケイワン、振動病の患者切り捨てにあることは明らかである。高知局では通達の凍結をかちとつたものの、治療制限の先取り化は他の局にも波及していくのは必至である。

今後、反対闘争を闘う各地方で、大阪で開かれたシンポジウムのように、闘いをより大衆化していく中で反撃の闘いをつくっていく必要がある。

## 12/15 大阪ミニボ

### 各界より……

……制限反対の声

十二月十五日、大阪P-LP会館で「針灸等治療の改悪に反対し労災医療の充実と東洋医学の向上をめざす大阪シンポジウム」が開催された。大阪地評労職対、全港湾関西地本、全林野大阪地本の三者共催で行われたこのシンポジウムは、針灸治療の

がわかり、それぞれの問題を共通のものにし、闘いの基礎としていこうということで開催されたものであつた。このような類のシンポが開かれることは始めてであり、労組、被災者の関心も高く、主催者の予想を上回る一七〇名以上の参加があり、会場は立壁の余地がないほどの超満員で、熱気に包まれた中でシンポが開催された。

開会、主催者のあいさつの後、来賓として出席した社会党の和田貞夫氏より社会党としての決意を含めてあいさつがあつた。その後報告に移り、労働組合から全港湾、全林野、

患者団体より労災職業病被災労働者会、大阪スモンの会より問題提起がされ、続いて針灸業界より大阪保険

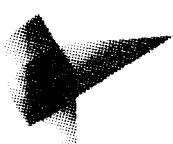
がわたり、それぞれの問題を共通のものにし、闘いの基礎としていこうということで開催されたものであつた。このような類のシンポが開かれることは始めてであり、労組、被災者の関心も高く、主催者の予想を上回る一七〇名以上の参加があり、会場は立壁の余地がないほどの超満員で、熱気に包まれた中でシンポが開催された。

制限に對して反対して闘つてくる中で、健保における針灸問題、難病治療における針灸問題、また振動病患者に対する切り捨てに通達の問題など様々な分野が関連をもつてること

で、針灸治療の普及、保険による制限に對する闘いの経過などが報告され、最後に南労会松浦診療所より医師の目からみた東洋医学と題して報告が行われた。

合計七団体からの報告をうけた後、シンポのしめくくりとしてアピールが採択され、緊急の共通要求として、針灸治療の様々な制限、振動病患者の切り捨てに反対すること、そして、高知における治療制限の先取り通達を撤回することを事前のアピール案に加えて提案し、参加者全員の拍手で確認した。

三時間におよぶシンポジウムであったが、立っている人も最後まで熱心に聞き入っており、成功裏のうちにシンポを閉会した。



# 12/22 高知労基局へ大衆抗議行動

## 高基発四九三一一号を事実上撤回

高知労基局は、労働省の事務連絡をうけて、治療制限の先取り通達ともいえる高基発四九三一一号を十一月十七日、県内各労災指定医療機関に出した。その内容は、今までも健保における取り扱いに準じて行ってきたという建前のものに、この取り扱いに十分承知していない医療機関があるので、六ヶ月の治療制限、一般医療との併用禁止などを確実に守るようにとのもので、今まで何ら制限なく支給されていた実態を全く無視した内容であった。

早速、高知県労働安全衛生センターに結集する県評、地方同盟、四国労病院患者会が、抗議の意を表明し、高知労基局に対して、通達の撤回を要求して闘いに立ち上った。四国労病院では院内で闘争委員会を

こくるなどして闘いの大衆化をはかると共に、十二月二十二日、高知労基準局長との交渉を行つた。

当日は、県評、地方同盟、全林野

等の労働組合、振動病患者、医療関係者、そして関西より、関西労働者安全センター、被災労働者全国協、東京より全国労職連の代表も急拵かけつけ、総勢八〇人以上の交渉団で交渉に臨んだ。一方、四国労病院内では、患者、病院職員など一〇〇名以上が、集会を開催しながら交渉の経過を見守り、何か事があつたら即、労基局にかけつける体制をつくつていた。

午前十時から始まつた交渉では、基準局長が通達を出した経過をまず説明した。それによると、七月に労働省より通達が出され、更に九月二六日に本省補償課長より事務連絡四九号が出され、その指示に忠実に従つたまでであること、愛媛でも同様のことが行われており、決して高知だけの独断専行ではないということがあつた。それに対し、交渉団より、強調され、報告集会を終了した。

今までの慣習を全く無視した内容であること、東京、大阪、兵庫などで全くそのような通達は出されていないこと、更に本省でさえ、現在治療期間を九ヶ月に延長するという考えで針灸団体と話を続いている最中であることが次々と出され、基準局長として返答に困まり、沈黙してしまう場面がしばしばみられた。二時間余りの交渉団の鋭い追及の末に、局長より高基発四九三一一号は凍結する、ハリ・きゅう・マッサージに關わる労災結付は從来通りとする等の発言があり、局長の「凍結」発言で実質上の通達撤回をかちとつた。

岩佐訴訟



# 岩佐訴訟支援の闘いを更に強化せ——

## 被曝労働の根絶を!! 第四回法廷 3/8 P.M. 1:00

2

去る十一月三〇日、岩佐訴訟控訴審第三回法廷が大阪高裁で行われた。提出された原告側準備書面一(三)は、前回の医学的側面からの判決批判に続き、被曝原因に関する判決批判である。

そもそもこの裁判の判断基準とな

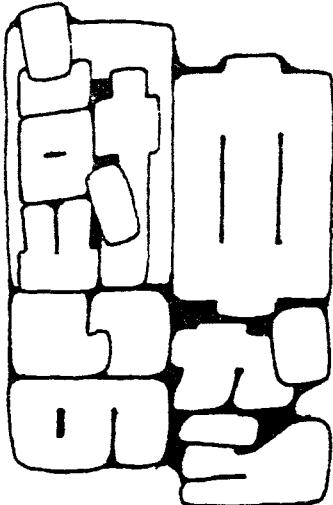
る原子力損害賠償法はその特殊性から無過失賠償責任が定められており、症状が放射線被曝によるものであることがわかり、他にそうした被曝の可能性がないならば因果関係を原告が証明せずとも賠償の責任がある。ところが大阪地裁の判決では、医学的にも非常識な判断で「放射線皮膚炎」であることを強引に否定に導き、被曝原因の検討にその判断を譲り、

日本原電の言い分をうのみにするこ<sup>と</sup>とによって棄却判決を導びき出した。は第三回法廷が書面提出だけの数分

準備書面一(三)では、様々な資料を持ち得ない原告に立証責任がある可能性がない」ことを立証する必要があること、そして地裁では判決によつてもそれが立証されていないことを明らかにした。

原告側は、これをもつて準備書面提出を終え、今年三月八日の第四回法廷では日本原電側より反論の準備書面が提出される予定である。原告側書面でふれた敦賀原電の放射能たられ流し、判決の常識はずれた医学判断をどう弁護するのか、あるいはどういに注目されるところである。

まだ裁判という形によつてやつと被曝を訴えることができたのが岩佐さん一人であり、原発内労働に対する労働者側からの有効な対策は立てられないといふのが現状である。様々な立場から対策が論じられていく中で、原発内被曝との闘いを岩佐訴訟の運動を通してつくつていかねばならない。



## 生協労働者聖職論の――

おしつけ排し  
労災撲滅、労働者の権利確保を!

## 全組一般大阪一般合同 関西生協支部

私達の職場は、関西大学内にあり、おしつけによる劣悪な労働条件、主に関大学生のあらゆる生活の領域に関わる物資の販売を業務とする職域生協です。具体的には、食堂部、喫茶部、食品部、書籍部、購買部などがあります。

私達の職場は、関西大学内にあり、おしつけによる劣悪な労働条件、主に関大学生のあらゆる生活の領域に関わる物資の販売を業務とする職域生協です。具体的には、食堂部、喫茶部、食品部、書籍部、購買部などがあります。

私達の職場は、関西大学内にあり、おしつけによる劣悪な労働条件、主に関大学生のあらゆる生活の領域に関わる物資の販売を業務とする職域生協です。具体的には、食堂部、喫茶部、食品部、書籍部、購買部などがあります。

労組員の80%が  
自身に痛み

労災職業病に対する闘いは、結成当初から不充分ながらも闘い、少し

ながら成果も上げてきております。

現在労組の拠点は、主に食堂部、喫茶部ですが、これらの部門の労働現場は、生産過程があり、「せまい」

「暗い」「うるさい」「温度差が激しい」「換気が悪い」「水はけが悪い」などの劣悪な条件下で、中高年の婦人労働者が重い材料や、不自然な姿勢で、きめこまかく、アリのように忙しく働いているという現状です。

このような条件下では、体のいたるところが痛み、切り傷などは日常しがしながら本質的な問題は、生協運営における生協官僚(理事会)に対する不信が生協労働者全体にひろがつております。

具体的には、①生協労働者聖職論

茶飯事となっています。しかし理事

人員は、専従労働者(常勤のこと)を「専従」と呼んでいる)約七〇名と、パート労働者約一〇〇名であり、形式的には、生協の組合員(主に学生、他に教職員など)全員が、私達にとっての経営者ということになりますが、実質的には、一部の生協官僚である専従理事会が、雇用者ということがあります。また、ほとんどの労働者は中高年婦人労働者です。

私達が労組を結成して、現在七年目ですが、結成の直接的原因はパート労働者の「クビ切り」問題でした。しかしながら本質的な問題は、生協運営における生協官僚(理事会)に対する不信が生協労働者全体にひろがつております。

具体的には、①生協労働者聖職論

会は、経営的都合で、人員を増やすどころか、「ムリ」「ムラ」「ムダ」を省けと、更に合理化を押しつけてきており、労働者は互いに気をつかい、「私が休むと他の人に負担かかる」という遠慮により、ボロボロになつた体をムチうち、がまんして働いているというあります。労災職業病アンケートでも、労組員の八〇%が「腰」「肩」「腕」「足」などの痛みを訴えており、労組としての理事会に対する闘い、内部労働者同士の遠慮を打ち破る闘いが要求されています。

労職闘争により、労組からの労災認定要求は、理事会もほとんど現認するようになりましたが、理事会として積極的に労災をとりあげ、防止する対策はほとんど行わず、私達の更なる闘いの強化が必要とされています。

う、本来の労働者としての自覚、思想を高めるための学習や情宣をこれまで以上に行い、個々人に対しても、影響は、非常に大きく具体的には「労働組合としての信頼を高め、労働者側の職場秩序を確立していく」といふ、労組執行部自身の取り組みも更に強化していかなければならぬと思つております。

賃金に妥協はあつても、体と命には妥協はないのですから。

また一昨年より週一回、針灸師に訪問針灸をしてもらつており、地道ではあるが、労災職業病の防止、早期発見、治療をすすめています。

更に、吹田における労災職業病と闘う地域的取り組みも必要となつております。

私達の闘いは、傷を負つたから労災にすると言う、その場限りに終わらす事なく、その原因を取り除く所に視点を当てねばならないと考えています。私達の労災に対する学習、闘いがまだまだ不充分である事は、

生協官僚(理事会)は、「職制労働者」そして「専従対パート」という分断差別構造を彼らの政策として持ち込む事により、自らの安住を企つてゐるし、また過去一貫してその政策を行つてきました。

生協と言えども、その中で働く労働者の現状は、一般企業と何らかわる所がありません。生協官寮(理事会)は、生協精神主義を語りつい、労働者には赤字経営を主張し続けています。この事が、現場の職制に与える労災は自己の不注意から起くるのだと言わせしめるところまで来ています。

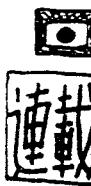
## 〔労災未除却と云ふ〕

また、最大の取り組みとして、労働者一人ひとりが労災・職業病に対する自覚をもち、自分の体を大切にし、仲間の気持を理解していくといふ



80年時代の医療の歴史とその進歩

## (第八回) 第八職業病研究会 松浦良和



### (2) 地域住民管理

#### のための医療

日本の地域医療をこれまで曲りなりにも支えてきたのは、開業医を中心とする私的医療機関であり、この

##### ① 「地域医療」に対する

##### 医師会の動向

當利中心医療体制の全みが極限にまで達したのが現在の医療矛盾の大きさの一つである。都市では、救急医療、老人医療、農村では辺地医療、がその荒廃を極め、医療に対する住民の不満と危機感が急激に高まり、国や地方自治体に対する住民の運動が各地で展開された。その結果、老人医療無料化や、救急医療体制の

整備など主として地方自治体における対策は若干の前進を見たが、国の施策は地方行政のあと追いに終始し、

最近では、逆に国が財政赤字を理由に、これまで積み上げてきた地方自治体におけるさやかな前進の芽さえ、全て押しつぶそうとしている。

活動も行われつつある。しかし医師会

会総体としては、依然として當利と既存の権益を守る活動が中心であり、地域医療についても、医師会主導、

住民無視の姿勢が強い。今、政府・

「医師会」は今や国民の敵とする極端な主張さえ受け入れられる税の国民の医師全体に対する厳しい不信の日がある中で、医師会は大きな転換期を迎えつつある。今までの様な武見流の、医者以外の人間を「無学の徒」と罵倒し、医療は全て医者が牛耳るといった医師会エゴイズムは

独占資本は、このような医師会の弱体化と、その反人民的な本質を見抜いた上で、医療費抑制を貫徹すると共に、医療機関全体に対する官僚統制の強化をねらっている。医療大独占の意図に沿い、私的大病院を育成し、医療を資本主義産業の重要な分野として確立する一方では、零細私

的資本である開業医層及び勤務医に對しては、今後の医師過剰をテコとして、その配置や診療内容まで含めて、官僚統制下に置こうとする動きが始まっている。その目指すところは、権力による住民管理の一貫として医療を組み込むことであり、将来的には、コンピューター導入による国民総背番号制実施への付石としてある。武見医師会はこの権力の政策意図に迎合し、上意下達の地域医療体制作りのために積極的に協力することにより自己の存在理由を権力に認めさせていく方向に動いている。

この様な動向について、野村拓氏は太平洋戦争中の上からの地域医療政策との類似性を指摘し以下の様に述べている。

『昭和十七年（一九四二）に発足した日本医療団は、戦争遂行のための医療供給体制の一元化をめざしたものであるが、ここで「医療地域」「医療単位」という考え方かたがでてくる。また昭和十五年（一九四〇）の国民体法によつて「国民体力管理医」と

いう制度が設けられ、開業医のかなりの部分が「国民体力管理医」に選任され、昭和十八年（一九四三）には、保健所管轄区域を単位として「保健区」を設定して体力管理を強化する構想が登場する。そして同じ年に、「国民健康登録制度」が提唱される。戰時下医療政策に登場した「医療地域」、「保健区」、「国民体力管理医」、「国民健康登録制度」と、現在すすめられつつある「地域医療」「保健医療区」「健康管理区」、「国民総背番号制」という政策なしに政策志向とを比較すると、類似点、共通点の多いことにおどろかされる。しかし国家独占段階の医療政策が、

戦時統制を平和時に延長したかたちで展開されるものであることを考えるとならば、むしろ当然といえる。

この推移を、前記「医療資源」という言葉をつかって整理するならば、戦時下医療政策では「医療の節約」「医療の簡素化」という言葉で、医療資源の節約と効率的配備が説かれた。そして、軍事優先に医療資源を

配備し、残りの部分を、いかに重点的、効率的に配備するかということから、前記の地域医療計画が立てられた。ところが現在では、大企業、独占企業中心の経済政策の下で、いかに国民の医療要求を值切るかといふ観点から、「医療資源の有限性」や「広域医療システムの必要性」が強調されつつあるわけであり、日医執行部は、この役割を果たしていることになる』（「日本医療の進路」—医療経済研究会編）。

強にとつて最大の敵であつた結核対策を柱としている。戦後は、結核対策と、乳幼児死亡対策には一定の有効性を發揮したものの、慢性疾患の増大や老人医療、救急医療などの現在の主要な医療矛盾に対しては、全く無力化し、しかも国は、保健所に対する予算を更に削減し、今やスクランプ化さえ懸念される程である。

しかし、今後の国の医療政策のねらいは、医療におけるこの様な極度に弱体化した官僚支配体制を建て直し、戦時に推進した様な国民総動員体制を支えるための医療機関統制を目指す動きと見ることができる。

資本主義体制の危機が深刻化し、全世界的な構造的不況が資本主義諸国をおおい、日本もいすれこの不況の大波をまともにかぶることが予測される現在、政府独占資本は、膨大化する医療費抑制することと、良質の労働力を確保することと、國の医療政策の矛盾に対する國民の不満をおさえつけることと、三つの目標を一挙に達成するため、医療全般

に対する官僚統制を強化しようとしている。これまで医師会の圧力の前にその非力をささらけだしていた厚生省が、今や医師会をコントロールし、医療政策推進の主導権を握りつつある。しかし例え厚生省が主導権を握ったところで、現在の医療矛盾に対する有効な政策を持っていないわけではなく、老人医療については、有料化による受診抑制による矛盾の陰へい化であり、救急医療については、

私的病院と開業医をいかにうまく使いこなすかであり、辺地医療については、大型医療機器とコンピューターを使った搬送システムによるつれ出し医療であり、いづれの対策も、一層医療矛盾を深化させる結果になることは明らかである。そしてそのいきつく先は、どの様に医療矛盾が深化し、住民の不満が強まろうとも、文句を言わせず従わせる住民管理医療である。

## これまでの目次

- 一、 医療の営利化の急激な進行と  
    独占資本の医療産業への進出  
    (八一号)
- ① 国民医療費の動向 (八一号)  
② 医療産業の動向 (八二号)  
③ 医療供給体制の動向 (八四号)  
④ 健保財政赤字と  
    健保改悪の動向 (八五号)  
⑤ 医療従事者の動向 (八六、八八号)
- 二、 医療による人民管理の進行  
    ① 労働者管理のための医療 (九一号)  
    ② 地域住民管理のための医療 (今月号)

# 年末カンパのお礼

昨年末より皆様に御協力をお願ひしてきました八一年度年末カンパは、十二月末現在で左記の通りカンパが寄せられています。今年も引き続き各方面から送金をいただいておりますので、最終的な集計は次号にて報告したいと思います。

皆様から寄せられた多くのカンパは、皆様の安全センターに対する期待と激励として受けとめ、八二年労災職業病闘争の更なる発展・強化への活力とさせていただこうと思っております。

十二月末現在 一、一四五、六六七円

## 名村造船所 マンガン中毒 労災認定

全港湾建設支部・名村分会の闘いの記録

B5版 96ページ

¥600 ヶ200

安全センターで取り扱います。

発行 全日本港湾労働組合関西地方

建設支部名村分会

大阪市港区築港1丁目12番27号

昭和  
50年  
10月  
29日

第一種郵便物認可

「関西労災職業病」

1月号(92・  
93合併号)

昭和57年1月20日発行

(毎月一回  
20日発行)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 **06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28